

小田原史談

第93号

発行所 小田原史談会
小田原市南町3の21

新春のあいさつ

会長 中野 敬次郎

栃木県の二宮町の物部神社の前に、二宮尊徳先生の詠んだ

○富士は申さず、
先づ紫の筑波山

という一首の俳句が記念碑にして建てられてあります。恐らく尊徳先生が桜町復興事業中に、新春の筑波山を望んで唱ったものであらうと思ひますが、私はこの句が大好きで、多くの尊徳俳諧の中の絶唱だと思つて傾頭しているのです。天下國家は今私の論ずるところではない、猫額の地と雖も桜町四千石の民衆を救済して、ここに理想境を作らうとそれが私の使命であるのだと叫んでいるような尊徳先生の当時の心境が測々として伝わってくるように思われます。私達の小田原史談会もえらい学者や名のある研究家の集りの団体ではあ

りませんから、花々しい事業をやつて大きな業績を後世に残して行こうというのではなくて、現在の自分達に楽しく交換してゆこうというのですから、今年もお互に協力し合つて、日常生活を少しも高めて行くように教養を広げて進んで行きます。今年羊の年で、羊は紙を食うといひますから、私自身は、どんどん文を書いで、二三の著書を作つて、大いに紙を食つてやろうと考えています。史談会としては今年中に特にやりたいことが三つあります。一つは、会報がすでに九十号まで出て、やがて今年中に百号に達します。総集編を作る準備を年内に完了したいと思ひます。一

号から五〇号までは総集編

第一巻として出版して好評を博しましたが、五一号から百号までを今回は第二巻として出版して。会の今日までの歩んだ道を記念にしたいと思ふのです。二には、源頼朝の石橋山合戦の来年は八百年祭ですの

で、盛大な頼朝旗挙げ記念祭を催したいので、史談会員の皆様がしんけんに取り組んで、この問題の成功え着々準備を進めて頂きたいという事です。三には、近頃小田原市内の町名がみな新しく変更されてしまつて、小田原の史的発展に意氣の深い旧町名が皆忘れ去られようとして

ますので、このゆかり深い旧町名を何かの形で保存するが、永く記憶させるかの方法がないであらうか。新旧の地名、町名の詳しい地図を会で作つて出版公表するが、町々に旧名の記念柱を立てるか、その他いろいろ方法があると思ふが、今年こそ、この問題にもしん

けんにか取り組みたいと思ふのです。元日や今年もあるぞ大晦日(二宮尊徳)

小田原に於ける

百年以前の設立法人

杉山 康輔

(小田原銀行積小社の成立と定款)

我国商法の原典は明治三十二年三月に施行され、民法は前年六月に施行された。それ以前に正規の会社はな

りて、旧非訟事件手続法が明治二十九年四月までに第三編「法人」が出来て施行され、その附則に「民法施行前の独立の社団、財団法人の設立を認める法律が公布されるに及んで、明治の初め頃から会社と称していた会社が既往の設立に遡って登記手続に及んだ。

この法律は、明治三十一年六月に施行された民法にも施行法として受け継がれ第十九条以下に記されている。明治初頭から会社と称していた会社の一、二の例を云えば、明治二年通商司為替会社、開懸会社等は三井八郎エ門が総頭取となつて居り、明治四年鉄道会社こ

れは三井八郎エ門が取締役を命ぜられていた。この一年を無為に過ぎぬよう、お互にがんばりましょう。

門、辻村甚助、江島平八郎(江島家先々代)、寺西壺助の五名、仮事務所を小田原万年町四丁目(小田原町制発足前は一丁目)辻村甚八郎方に置き、社名を積小社と称し社則を足柄県庁に提出、明治八年五月県令の免許を受け資本金壹万円を以て、貸付預り金の業務を開始、後年本店を隣接台宿新玉三丁目四四〇番地鈴木銀次郎所有、扣地に移し大正十二年関東大震災まで続いた。

故に小田原銀行発祥と最も関係ある維新以後の小田原藩混乱期の状況を、中野敬次郎氏著小田原近代百年史から拾つてみると、藩は明治二年藩籍奉還を申出、藩士の禄高を減し、表禄高五百石以上の士分の實際支給は三十六俵とし、百石以上三十三俵、百石以下二分二十八俵、下土分二十三俵、卒一俵とした。それも二ヶ年続いたわけであつた、その間、藩籍を離れ家郷を去つた藩士は二九三家もあつたことになる。(明治四年七月廃藩の際に於ける士族四六二卒四六八)。

明治政府は明治四年廢藩置県に際し従前の家禄を参酌し公債に幾何かの金子を添え藩士の生業資金を下附した。公債額は壹千円を最高としその以内で支給され

た。公債額は壹千円を最高としその以内で支給され

たという。

(中野敬次郎氏著小田原近
代史八〇一八二頁引用)

藩は佐幕派と目されてた
から新官途への道も閉され
て居り、藩主さえ明治十年
西南戦争には伍長として出
征、家老杉浦氏と共に田原
坂に戦死、子爵として報い
られたという(谷津桃源寺
内碑文参照)

商を志すものも相当あつ
だが士族の商法に失敗する
ものも多かったので心ある
有志相計つて公債を持ち寄
り頼母子講を作り、資金活
用の途を講じた。のちに町
家のよき指導をうけて積小
社の発足した。

小田原銀行は前身積小社
なる歴史的背景を持ちなが
ら発展し、行員はとんどが
旧藩士で実務を担当し頭取
を除いては町家の入達は比
較的目標立たない存在であつ
た。

明治十年資本金を倍額増
資しその後も逐次資本の増
加を計り、出賃の公募、営
業科目の拡充を為し、明治
十六年四月臨時総会に於て
資本金十五万円とし株株の
金額五百円と定めている。
定款は七拾七条から構成さ
れている。

因みに、積小社とは小田
原銀行の前身で、明治二十
九年四月の既存会社の法人
登記に際して明治八年小田
原銀行設立としてある。
積小社改正定款
(明治十六年四月二十二日)
第一章 社名、社号、資本
第 一 条 本社の名称は
積小社とす。
第 二 条 本社資本金高
は十五万円と定め之れを
三百株に分割し五百円を
以て一株とす。
第 三 条 一人にして一株
以上数株を所有するは妨
げなし。二人以上の結合
は之れを許さず。
第 四 条 時宜により株式
を増減することあるべし
然れども一人の都合を
以て株金取戻しを為すを
許さず。
第 五 条 各株主たるも
の引受けたる株式
一個に付株式券状一通つ
つを領受する権利あり。
其券状書式左の如し。
第 六 条 何 番
積小社株式券状
神奈川県相模國〇郡〇町
村 何某殿儀
当積小社申合規則を遵守
し明治〇年六月一日より
当積小社株式のうち金五
百円即ち一株の株主たる

こと相違なき証拠として
此の株式券状へ当社の印
章を押捺し之れを附与致
し候也
此の株式券状は社外の人へ
質入売渡し譲渡し等の自
由を禁ず然れども当積小
社申合規則を履行せしも
のは此の限りに非ず。
第 七 条 本社の業務は
貸付金、預金及び諸公債
証書、古金銀売買、諸為
替、諸手形割引、代金取
立等の取引を以て目的と
す。
第 八 条 本社は無限責
任とす。
第 九 条 本店は相模國
足柄下郡小田原町四
丁目に仮設す(旧一丁町
)。然れども営業上の都
合により其の位置を転移
するは株主総会の議決に
任かす。
第 十 条 本社営業年限
は創業即ち明治八年六月
一日より満二十ヶ年を以
て一期とし満期に至る毎
に改めて免許を請ひ永世
継続するを目的とす。
第 十一 条 営業時間は午
前九時より午後三時を限
りとす。
第 十二 条 定式休業日は一
般の祭日、祝日、日曜日
毎年一月一日より同月四
日迄とす。
第 十三 条 止むを得ざる場
合に於ては休日と雖も營

業をなし或は臨時休業を
なすことあるべし。
第 十四 条 役員は社長、
給料、任期、職務権限
等の事
第 十五 条 本社役員と称
するもの左の如し、社長
(日勤) 監督(随意出勤
) 取締役(毎月四回以上
出勤) 支配人、出納課長
書記課長、貸付課長、計
算課長とす。
第 十六 条 社長、監督、
取締役の給料は左の如し
社長月給二十五円、監督
年給十二円、取締役月給
五円
第 十七 条 支配人以下の給
料は社長取締役に於て議
決するものとす。
第 十八 条 社長、監督、取
締役の任期は満一ヶ年と
す、尤も株式の公選を以
て重年勤続するは妨げな
し。
第 十九 条 社長は本社営業
の全体に注意し一切の事
務を総括し給て其の責に
任すべし然れども社外
のことは株主総会の議決
を経ざれば施行するを許
さず。
第 二十 条 監督は株主一同
の代理たる心得を以て社
長、取締役等の事務を処
すること忠実なるや否や
を監視するを責任とす、
故に事務役員を兼ねるを
得ず。

第一節 時機により同僚
に商議し臨時に株主を招
集し総会を開くの権あり
第十四条 取締役は社長の
商議に参与し専らこれが
補佐たるの任たり、又社
長事故あるとき之れが代
理たるを得べし。
第十五条 支配人は定例に
遵い実際の事務を処分し
其の責に任するものとす
第十六条 諸課の役員(常
勤役員か)は社長及び支
配人の指揮に従い其の担
当事務を整理すべし。
第十七条 各株主は毎年定
式総会に於て本社株主中
より監督二人以上五人以
内及び取締役五人を投票
にて選挙すべし。
第十八条 左に掲げるとこ
ろの株主は監督及び取締
役等の役員たるを得ず。
一、株数六株以上を所持
せざる者は監督たるを得
ず。
二、株数三株以上を所持
せざる者は取締役たるを
得ず。
三、他の会社の役員
第十九条 当選取締役は同
僚中より社長一人を推選
すべし。
第二十条 取締役は各自三
株の株式券状を本社に預
け其の代りとして、禁授
受の三字を附したる預り
証書を受取り置きその在
職中は決してこれを引出

すを得ず。且つ左式の誓
詞を差し出すべし、
若し余が失任により当社
に損耗を生せしめること
あらば余は其の償いの責
に任す。
第二十一条 右誓詞は保証
株式券状と共に監督、立
会糊封検印し之れを本社
庫中に蔵すべし。
第二十二条 監督及び取締
役選挙の投票は総会の節
株主の面前に於て開封し
その商票を得たる者を以
て当選者と定む。若しそ
の選を辞するときは順次
に票数の多きものを以て
其の欠を補うべし。
第二十三条 二人以上同役同
数の投票に当りし者は抽
籤を以て之れを決す。
第二十四条 一人にして監督
取締役の高票に當るもの
は其の投票点数の多きに
動役とす又投票同数なる
ときは取締役に勤務す。
第二十五条 支配人の選挙
は社長、監督、取締役、
商議の上株主中より選任
すべし。而してその任期
は一ヶ年とす。尤も再選
動続するは妨げなし。
第二十六条 諸課の役員(常
勤取締役か)は社長取締
役の議決を以て之れを
選挙す。其の任期は一ヶ
年とす。尤も再選動続す
るは妨げなし。
第二十七条 役員選挙の

投票は封皮にのみ投票者の記名調印をなし其の本紙には被選挙者の姓名のみを記載すべし。若しこの法によらざる投票は総て無効たるべし。

第四章 総会及び発言

第二十六条 総会を分つて

三種となし。定式総会、臨時議定会、臨時役員選挙会とす。

第二十七条 定式総会に於

ては毎年六月一日より十五日迄の内に之を開き曾って取扱つた事務の顛末諸勘定の詳細を社長より演舌し而して割賦金の割合及び繰越金額を議定し終つて役員選挙の投票をなすべし。

第一節 此の集会の場所

及び日時は十日より少なからざる前に社長より株主一同へ報告す。

第二十八条 臨時議定会に

於ては臨時に起るところの事項を議定するものにして即ち社長、取締役或いは監督に於て重大の案件と思考するか又は株主の人員十名以上にしてその所持の株数株高の十分の三以上に及ぶ者より請求するに於ては此の総会を招集するを得べし。

第一節 此の総会を招集

する主唱者は開会の目的を書面にして之を会場に出すべし。

第二節 急を要する場

合の外招集開会に開会の目的を簡単に記載すべし

第二十九条 総会の招集回

状には承認を表するため各自姓名の下に押印すべし。若し他出其の他の場合には若し家族の者の認印をさしむべし、仮令認印せざるも招集の手續は既に了せしものとす。

第一節 遠隔の株主へは

書留郵便を以て報告するも妨げなし。

第三十条 臨時役員選挙会

は社長、監督、取締役等の欠員あるとき之れが補充会を開くものとす。

第一節 この集会に限り

各株主より投票のみを出さしめ発言投票権過半数に至れば株数四株以上を所有するもの五人及び監督立合ひ開封し第二十二條の規定により当選者を定む。

第三十一条 議場の式は一

般会議の体裁に倣うものとす。

第二節 議長はその決議の条件を記録せしめ議長監督之れに記名捺印し後日の証憑に備え置くべし

第三十二条 総会の時出席株主過半数にして其の発言投票権過半数に至れば議長を開を得べし。不足すれば議長之れを延会の日時を報告すべし。

第三十三条 議事を決定するには発言権の多数を以てすべし。若し可否相半ばするときは議長之れを決す。

第三十四条 議事に出席せざる者他日に至り其の決議を拒むことを得ざるべし。

第三十五条 総会に於て事件を決定し或は役員を選任するは左の発言投票権に因るものとす。

第一節 各株主その所有の株数二株までは一株毎に一箇宛の発言投票権とす。又三株以上十株までは三株毎に一箇宛を増加し十一株以上廿株迄は四株毎に一箇宛を増加し廿一株以上五株毎に一箇宛を増加することと定む。

第三十六条 株主は其の所有株二券状借財のため本社に質入れし或は保証預りに為したる者は総会に於て自身又は代人にても其の株式券状に附着せる発言投票権を用ゆること

勿るべし。

第三十八條 発言投票は本人又は代人何れも勝手たるべし。尤も代人は本社の株主又はその父、其の相続人に限り之に委任状を与え差出すべし。

第一節 本文に父と称するは一家の財産を譲与する権を有する実父養父に限るべし。

第二節 株主にして代理を兼ねるは二人(自己とも三人)に限るべし。

第三十九條 代理委任書式左の如し

委任状の事

年月日の定式或は臨時総会及び其の延会に於て何某(又は実父養父相続人何某)を拙者代理人として発言投票為致候 仍而如件

年月日 株主姓名 積小社御中

第五章 株式売買譲与及び質入の事

第四十条 本社株主タル者我所有の株券を社外の者に自由にか渡し或は譲渡し質入等をなすを禁ず然れども其の相続人へ譲渡するは自由たるべし。

第四十一条 社外人へ自由売渡し譲渡は禁止すと雖も社長監督取締役熟議の認可を得るに於ては売買譲渡の手續に着手するを得べし。

第四十二条 総て株式売買譲与をなすには相当の証人を立て双方連印の書面を差出し本社の検査を受けたる上株券の裏面へ社長 支配人の記名調印を受くべし。若しこの手續を畢らざる間は本社より割渡すべき利益金は其の株券の名前人へ渡すべし(株券売買譲与証書略)

第一節 この書換手数料として株券一箇につき金貳拾銭を払うべし。

第四十三条 株式券状を毀損し汚壊したる等の事あらば其の事由をしたためて之れが書換えを求むべし。又之れを焼亡し紛失したる等の事あらば其の事実を詳記したる書面を作り本社において満足する証人二名以上を立て書換えを求むべし。

第一節 この書換え手数料として株券一箇につき金五十銭を払ひ且つ新聞広告料其の他の費用を負担すべし。

第四十四条 左に掲ぐる場合に於いては社長、監督取締役の熟議と雖も株式の売買、譲与、質入等を禁止す。

第一節 毎年純益配当前一ヶ月間

第二節 非常の損害ありて株券の価格半額以下に下落の場合及び鎖店をな

さすとすの兆あるとき

第六章 株式増減の事

第四十五条 時機により株式を増減せんと欲する時は第四十六条、第四十七条、第四十八条の規定により其の趣意を書面にしため総会に附しその議決を経て実行するを得べし。

第四十六条 増株のときは積立金及び所有物件の価格を算定し資本金高の余剰に属する部分は之れを各株主に割戻し然る後、新株を募るを得べし

第四十七条 前条の割戻しをなさずして新株を増加せんと欲するときは新株毎に至当の歩合金を出さしめ之れを社中に積置くべし。

第四十八条 株式を減少せんと欲するときは各株数に準じ減少の割合を定むるを得べし。

第七章 總勘定及利益金配当等の事

第四十九条 毎年六月一日より翌年五月三十一日迄満一ヶ年間本社に於て取扱いたる諸勘定の項目を精査し其考課状を製しこれを各株主に頒布するものとす。

第五十条 収入益金配分法は本社に於て一ヶ年間に現収入したる総利益金の内より諸税及役員給料利

息其の他一切の損耗を引き去り其の余を利益金と称し之れに前年度の繰越金額を加算し之れを純益金と称す。その配分の割合は左の如し。

純益百分の三 役員賞与
同 百分の七 積立金
同 百分の九〇 割賦金

並に繰越金

第五十一條 割賦金割渡の時日は定式総会の日より後五日を超ゆるべからず

第八章 損失償却方法の事

第五十二條 本社万一非常の災害等にて莫大の損失を生じ之がための鎖店するに當りては本社の負債並に鎖店について一切の失費は各自所持の株数に応じて分担すべきものとす。

第五十三條 本社に於て非常の災害にかかり損耗を生ぜし時はその金高三千円を限り社長、監督、取締役等の議決を以てその年度の純益金中より償却をなすを得べし。

第五十四條 本社役員等が規則に戻る結果より損耗を生ぜし時は当任者に於て弁償の義務を負担すべし。

第五十五條 凡そ貸付金のうち将来損失に備着せんと社長取締役に於て思量する時は其の貸付金高に

相当する金員を其の年度の純益金の内より滞貸準備として積み立て置くべし。尤も金高三千円を限りとす。

第九章 鎖店の事

第五十六條 将来營業の目的絶えんとする場合または非常の大損害を負ひたる場合に於いては総会の議決を経て鎖店することを得べし。

第五十七條 鎖店の場には現役員を罷し残務委員若干名を株主中より選挙すべし、尤も当時の役員を再選するは妨げなし。

第五十八條 鎖店の場合に於ては新聞紙を以て残務扱所及び委員の住所姓名を広告すべし。

第五十九條 残務委員は精密に本社の資産及び負債の実況を精算しこれを株主一同へ報告すべし。且つ又 本社の権利義務を担当する責任ありとす、故に負債償却については第五十二條の規定に随い各株主より取立つる権利を有するものとす。

第六十條 残務に関する費用、残務委員の給料は第一に之れを引き去り其の残余は株数に応じて分配すべし。

第拾章 諸帳簿の検閲及び社印等の事

第六十一條 本社の諸帳簿

及び事務検査の事は其の職権を有する官吏の外は何人たりとも検査せしむべからず。

第六十二條 株主たる者本社業務上又は計算に関する事に不都合ありと思考するときは本社に來り營業事務を調査し諸帳簿及び書類を検閲し或は所見を陳述することを得べし

第六十三條 本社には用うる所の社印は左の如し。

第拾一章 雜則

第六十四條 本社に於いて訴訟に關することあれば主務役員を担当とす。然れども社長の意見あるものはこの限りにあらず。

第六十五條 本社の役員は無抵当にて本社より借金をなすべからず。又は本社より借金をなすものゝために保証人となるを許さず。

第六十六條 凡そ役員は一己の利益を計るために本社の金銀及び社印社名を私用するを禁ず。若し犯すものは相當の懲戒を加うべし。

第六十七條 社長は本社金融の都合により一時他店より借入れをなすことを得べし。而して其の金額一万五千元を限りとし其の期限は三ヶ月を超ゆるべからず。

第六十八條 貸付金は一口

又は一人に対し、金五千円を限りとす。而してその期限は六ヶ月を超ゆるべからず。

第六十九條 諸預り金の総額は資本金高の三分の二を超すべからず。而して其の期限の約束は四百日を限りとす。

第七十條 諸預り金返却の準備として其の預り金高の二割以上を通貨にて備え置くべし。尤も古金銀或は四朱以上の利付公債証書を実価にて備え置くも妨げなし。

第七十一條 社長は監督、取締役と商議し左の事項を臨機処分することを得べし。

第一節 水火震災その他の禍害に罹れるの人民(小田原地方所在のもの)一人又は数人に一ヶ年間に金三百円以内の金額(米穀又は現金)を救助として支払う事。

第二節 当地方の公益となるべき事業にして本社応分の助成を為さざるべからざる場合に於ては一ヶ年間に金一百円以内の出金をなす事

第七十二條 凡そ貸付金、諸預り金の利息は社長、取締役の議決に因りこれを高低するを得べし。

第七十三條 社長は取締役と協議し他の銀行諸会社

等と「コレス ポンデンス」の契約をなし又は解約をなすを得べし。而してその金額は一店に対し金四千元を限りとす。

【註】コレスボンデンスの契約とはコールマネー、コールドローンの意か。

第七十四條 総て積金は非常損害の準備にしてこれを使用するは株主總會の議決によるものとす。

第七十五條 支配人以下社員は相當の証人を立て雇傭中誠実に勤任する旨記載ある書状を本社に取り置き満期の節返却すべし

第七十六條 総て本社より差し出す諸預り金証書その他の一切の証書は社長或は支配人の名義を用うべし。

第七十七條 右の締結せる条件を実際施行の便宜より改正増減を要するときは株主總會の議決を経て之れを改正することあるべし。

右の条々は株主一同確守すべき証拠として各姓名を記し調印致し候他

明治十六年五月 日

この改正當時の株主総員数は六十三名、株式総数三万株、資本金十五万円であった。

當時の五百円券という現今の貨幣価値に直せば五十万円位に相当するであら

う。

再び中野敬次郎氏著「小田原近代百年史」に目を転じて見る。当時小田原藩出身の岩村正家氏が辻村甚八氏の親友であったが岩村は東京法律学校の出身で日本に來て文北活動の指導に當つた仏人ボアソナードの弟子であったがこの岩村の献策を入れて創立したもので十八日に創立したもので積小社の名は恐らく福住正二などの影響があるらしく二宮尊徳の教で積小為大の原理によるものであると(中野敬次郎氏著小田原近代百年史一八〇頁参照)

岩村正家氏が東京法律学校に学んだ事が事実であるとすると年代のすれがある現今の東大法学部は明治五年に司法省明法寮として発足し、明治十七年に文部省に移管されて東京法学校として出発しているから積小社の発足に當り岩村正家氏の助言寄与するところ大なりせば司法省明法寮の出身者でありとすることが正しい。その他の私大である明治、中央、法政、専修等法律学校として古い処でも明治三年頃から以後に発足して居り早稲田の如きは大量公下野後に発足したのでから更に遅い。

明治十六年の改正定款は現今の定款と比べても損色

ないよく出来ている処から
も、しっかりとした法律家
の手になったことが窺える
岩村正家が仏人ボアソナー
ドの弟子であったというこ
とは、仏法出身の人ではな
かったか。

三井銀行が前身を三井組
と称していた頃、三井組の
出帳所が小田原に設けられ
ていた事がある。合同庁舎
の向う隣、今の小沢セメン
ト店の処である。明治四年
六月に大阪に造幣寮が新設
されるや三井組は御用を務
め御用為替三井組と称し
て三府七十二県に亘って各
支店出張所を設けて公金の
収支をつとめた。当時藩は
廢藩置県により土族に下附
された公債や少額の下附金
がこの三井組の手を通じて
渡されたのではあるまいか
この三井組はフランスの或

る会社の法制を参酌して私
盟会社を作り、明治八年七
月資本金二百萬円で三井銀
行を設立翌年七月より開業
した。小田原には明治十一
年頃新玉町辺に国立第四十
四銀行と云うのが開店され
たが西南戦争の後の論功行
賞の金を扱ったのではある
まいか。この四十四銀行は
後に第三銀行となり更に安
田銀行に合併された。

宇佐美禪師の子孫と

曾我城跡の伝説

神保 西蔵

宇佐美禪師は、曾我兄弟
が富士の裾野で敵工藤祐経
を討取って、若い身空で露
と消えた、此の話を駿河国
有戸村布袋山自在院に居て
一早く聞いた禪師は、急ぎ
富士の裾野に駆けつけ、頼朝

に兄弟の骸を乞受く茶火に
付して白骨として首に掛け
曾我の里へと持って来て一
同泣くく日頃遊んだ御花
畑に埋葬したと云う。
この宇佐美禪師は、元武
将で宇佐美平内太郎忠重と

云い、曾我兄弟が幼い時母
満江は連れられて、曾我太
郎祐信のもとに嫁して来た
時、比の一行を見守って来
た武士であったと云う。

此の禪師の子孫だと代々
云い伝えられている家があ
って、立派な名刀が二振
り大切に祠つてある。

曾我城跡は、明治廿五年
迄は石垣もあり、いかにも
城跡らしい姿であったと云
うが、時の村の太金持ちが
我新屋敷を造るのたと云つ
て、力のある三人の若者に
酒を飲まして手なづけ、城
の石垣を全部崩して取った
新屋敷の石垣にして取った
つたが不明である。(内田
孝雄氏談参酌)恐らくは明
治二十九年に小田原銀行と
して登記したと推定される
昭和五三・十二・二脱稿

過去の小笠原諸島は一五
九三年(文禄二年)小笠原
貞頼、南海探險中無人島を
発見、初めて日本国領土の
標柱を立てたに始まり、昭
和四十三年二十三年ぶりに
日本復帰に致る間の歴史は
様々である。

小笠原紀行

柏木次郎

八月十五日—十七日記

尚城跡に無念の死を遂げた
人々の、御霊社を建てるべ
く思つて居られたが、なか
なか出来なかつた、処が昭
和十八年下曾我村の村長に
任命されてから、何ともし
も御霊社を造りたいと、そ
して当時城跡の持ち主であ
った柏木常次郎氏から無償
で城地の真中を六十坪貰い
受けてあつたが、戦争は段
々激しくなり、とても御霊
社どころではなく、食糧不
足でもあつた折から容易に

実行出来ず、一時野菜など
或る農家に作らせていた。
処が廿年八月十五日には、
遂に終戦となり、村長は追
放となつてしまひ、廿二年
には農地開放となつて遂に
其の農家の物となつてしま
つた。しかし何ともしも、
御霊社を建ててやらねば、
たゞりがあると云う人もあ
ると云うので、城前寺住職
に一日も早く建てよう話
してみた。

位置から見ると北緯二四
度から二七度四五分、東経
一四一度六分から一四二
二六分の範囲に位置、同緯
度を見るとアメリカのプロ
リダのマイアミ、アフリカ
のカナリア諸島、沖繩等が
目に付く、小笠原諸島近海
には北赤道流が回流して
ため高温で熱帯性気候であ
る。全年通しての平均気温
は二二・六度、東京の一四
・七度と比べると高く八丈
島に比べてまだ高い。冬で
も一五Cを下ることはない
のである同月の東京の三・七

度と比べても高く冬がない
亜熱帯である。世界の気
候は熱帯、亜熱帯、温帯
寒帯亜寒帯と大別され二〇
度帯の特色は緯度二〇〇
四十度内に位置し気温二〇
度の月が平均度比べて四カ
月以上ある地域を差す。熱
帯と異なるのは夏の気温差
が明瞭に出る。

実際に父島に上陸すると
本土の暑熱に比べると別な
暑さである、特に亜熱帯特
有の動植物が生息し、雨も
シャワー性が多く一日に二
〜三回はスコールに合う、
降雨時間も二〜三分で多く
て五分位で雨域も移動して
いるのがはつきり分るし降
雨域も大域ではない。一番
目に付くのが真紅のハイ
ビスカスの花である、又ガ
シュマル(榕樹)木幹の周
囲から多くの気根を垂して
いる、タコの木、ヤシの木、
シマクワ、野性バナナ、野
性パイヤも自生している
小笠原で植生するものとし
てはトマト、パイヤ、温
州みかん、ボンカン等で、
しかし、此れ等は消蕪なし
では本土に持ち帰ることは
出来ません、主な害虫とし
てはアメリカマイマイ、此
れは非常に多く発生してい
る、至る処に一番目に付く
のはやはりマイマイである
イモソウリムン(さつまい

もに害)ウリミ、バエ(ウリ類に害)等の害虫が野菜に容るので島中がなやまされてるのが現状である。又父島には野羊がいるのも面白い、注意して見れば山の中程に二、三頭は群なしている。ハイビスカスの花に群飛ぶメジロやメグロ、ウグイスの小鳥は一、二羽の如まで来る。

亜熱帯はサンゴ礁が多く父島の周囲もサンゴ礁である。青や赤の色した魚もサンゴの間を泳いでいる、亜

尊徳翁唱歌

選稿について 和田次郎

私は酒匂地区老人クラブのお世話をしている関係から老人の生甲斐対策の一助にと思い歌を通じ会員相互の親睦を計り同時に子や孫とも歌へる曲の選択に心をくばり三十曲まとめ歌の架を作りました。この中に尊徳翁唱歌を是非取り入れたいと思ひ一番かう四番まで組入れました。

三十曲中二十九曲は歌の本にありますがこの一曲だけは小学校や其の他を聞いてもありません。誕生地尊徳記念館や桜井小学校市教育課等々にもありません。

熱帯、熱帯ならではの光景にはサンゴの細砕された砂浜は白くつづいてる。それにコバルトブルーの海面は実に美しい、泳ぐ人はまだらで本土では考えられぬ光景である。(つづく)

一、父島面積二・九五平方km 二、田圃五二km 三、東西五km 四、南北八km 五、最高点中央山二二九m ※円福寺資料は延期になります。

会をあかるくする一助とも思います。県教委でも郷土に良いものがあれば生徒に指導するよう通達があり酒匂小学校でも是非知りたいとのことだ。先日私が学校に行つて一番から四番まで録音しました、先生が作辭して小田原教育課に送つて下さることです。是非小田原市内の小学校で生徒に教へて下さるよう願つて居ります。改めて郷土の偉人の再認識を深め大いに顕彰し広く歌はれれば幸いです。

この作者長坂郷太郎氏は明治大正にかけ足柄上郡の小学校の先生で名校長として誉れ高い人だったそうです。

近頃老人会の活動も仲々活発で市老連主催の湯治旅行各会毎の湯治会等一泊又は二、三泊の旅が盛んです、行き帰りのバスの中、旅館での宴会の席等歌や踊りの盛り上がり如何によつてその旅行の楽しさが倍加される、そんなように考えたので採にしてみました。何んだか本題を逸脱し取りとめがないので申し訳ありません。宜敷くお願いいたします。

一 東に清き酒匂川、西に

尊徳翁唱歌
長坂郷太郎稿

秀ずる箱根山 精靈此に鎮まりて、天の降せる偉人なり

二 偉人其の名は世に高き 尊徳先生二宮氏 天明七年七月の、二十三日に産れ給う

三 先生五才の時なりき酒匂の川の水害に 田をも畑をも流されて家は貧しくなりにけり

四 朝に霜をふみくだき夕に星を戴きて 荒地を拓く親の苦を思いやりては嘆かれき

五 かくて十四の時かとよ父は此世を去り給ひ 母はなきなき三男を我里方に預けらる。

六 友愛ふかき先生のいかで其のままですごすべき、母にすすめて呼びもとどし親子四人くらされき

七 夫役に出ては村人に草鞋をあげて礼をすべ 柴刈る山路のゆききには、腰なるふみに道問ひぬ

八 天は偉人の力をばなほためさんと先生の 十六才に母親は卯月の花とちりましぬ

九 孝心厚き先生の此の哀しみを重ねたる 心のうちやいかならむ思ひやるに涙なり

一〇 あはれ此の時先生の家の財産は皆つきて 田畑は他人の手に渡り、ただ残れるは居宅のみ

一 一 たのむ軒端に雨もりて時定めぬ目なし鳥 弟二人は母の里先生一人は伯父の家

二 苦しき中に思はれき世に学問を修めずばいかに立身出世して祖先の家を興すべき

三 螢の光窓の雪夜の字の料にとて、己が作れる菜種もて、かへる油の色ぞ濃き

四 伯父は只管いへる様やがて鋤鎌とる身には文字は無用ぞ業すめばと燈火消してとくねよと

五 さわれこの儘くづをれて手を束ねるは人ならず、力のかぎりつくしてぞ、世に生れたる甲斐ぞあれ

一六 伯父の意見に先生は夜毎の業をすませては、着物の燈火しのはせて、物まなびせし幾夜さり

一七 昼は農業に余念なく荒地にあまる苗を植え、小を積みては大となる、自然の道をさとられき

一八 ここに二十年の頃雨もる家をふきかへて 破れし壁をぬりかへて祖先の跡を立て給う

一九 入るを量りて出すてふ生活の法を行ひて、日に傾ける運命の家を扶けでいくばくぞ

二〇 大久保侯に仕へては花咲き実る桜町 時の幕府に召されては老を忘れて西東

二一 君のみためと世人のため尽し給ひし大偉人、安政三年十月の廿日に此世を去り給う

二二 遺る功績のいちぢるしく人の鑑と大君は、位を授け報徳の神とし永く祀られき

二三 至誠は教の本にして勤勞する身の努 分度は家を保つ法推譲するは人の道

二四 嗚呼この偉人あれなせし仰ばいづこ、幾郡ぞいでや励みて我とちの、道の守りと仰がなむ

PETA爪哇を行く (一)

西山 銚太郎

はじめに
歴史は時々刻々に作られ行く。それは、「明」と「暗」との二つに別れながら。その「明」となった場合、それに多少とも関わりを持ったなら誠に愉快である。それに伴う大なる苦勞

があつたにしても、それを忘れ去るに十分である。然もその明るい歴史が大である程である。

PETA

私は軍歴八年四ヶ月の戦中から戦後掃蕩する迄の四年八月を爪哇島に過した。戦況も漸く苛烈になつて来た昭和十八年、爪哇派遣第十六軍は爪哇防衛の強化を図るため、現地人だけの軍隊編成を企図した。同年後半に至って、その幹部要員の教育隊を開設し、来春を予定したのをくり上げ卒業させて、同年十二月三十日、此の軍隊は全爪哇島一斉に編成完了した。名付けてTENTARA P EMBELIA TANAA AIR、即ち郷土防衛義勇軍である。略して「PETA」と云う。

私は此の幹部要員の教育隊発足と同時にこゝに勤務し、義勇軍編成に際しては指導官として、ジョクジャカルタ市に駐屯するその第二大団に赴任した。期間的には一年に満たない短期間だったが、その草創の時期の育成であつたのである。此れ等教育隊や義勇軍では我々と全く異なる言語・習慣・食生活ではあるが、起居を共にして任務に励んだ義勇軍は独立大隊編成で最初は三十幾つであった。

終戦時には七十ヶ大隊程に増強された。大隊は大団と云ひ、以下中団・小団・分団と称した。随って大隊は大団長、以下中・小・分団長り云ひ、職名と官名とは同じだった。尚、兵は義勇兵と云つた。

義勇軍とは別に、日本軍隊の兵員不足のため、「兵補」と称して現地人を以て補充した。兵補は、下は二等兵補から、一等、上等兵補と昇進し、兵長クラスを補長、下士官クラスを三等一等班長と称した。

二 インドネシア

共和国の独立

昭和二十年八月十五日第二次大戦が終ると、独立運動の指導者スカルノは、八月十七日、インドネシアの独立を宣言した。独立運動は急速に進行して、各地に於て英軍やオランダ軍と衝突が起り、戦闘が各処で行われ、困難なる独立戦争が開始された。

オランダは、三百年間インドネシアに君臨し、彼等を顎で指図して来た。三才の童児が片言で大の男に命令しても、それは恐れ謹んで直ちに、それも確実に履行されて来た。そのよき昔を夢みて再びやって来たオランダは全く当が外れた。最初は極く少数の兵力で統治権を回復出来るものと思つ

たのに、案に相違して、数次に亘り、逐次強力なる兵力が増派されたが、遂には全く手をつけられず、インドネシア共和国の、完全独立を認めざるを得なくなつた。一億四千万の民衆は広大なる領土と無限の資源を擁して、日に月に隆々発展しつつある。

大東亜戦争前に置かれたオランダの植民地東インド諸島とは、全く異なる新興インドネシア共和国の近代化に邁進しつつある様は、今や全世界注視の的である

これはインドネシア民族の、自からの自覚と努力に依つたものであり、私共はこのインドネシア民族の榮辱に對して最高の賛辞を贈り、その不屈の精神に對して絶大なる拍手を送るものである。

此の困難なる独立を克ち得た独立戦争に於ては、インドネシア民族が、自ら熾烈なる民族意識に目覚め、自らの強烈なる敢闘精神に依つて、至難なる独立戦争を勝ち抜き、遂に名手ある独立を獲得したのである事は勿論であるが、これ等目覚めた民衆の先頭に立ち、勇敢なる人々の原動力となつた「四十五組」の活躍指導には特筆大書すべきものがある。昭和二十年八月の終戦

時に於て、七十ヶ大隊にも及んだ「義勇軍」と、「兵補」の人々が中心となり、民衆を指導して遂にその目的を達し得る事が出来た。この指導者は、昭和二十年即ち一九四五年なので「四十五年組」と云はれ、永く重要な地位についた。スハルト大統領は、私が指導官

酒匂鍛冶考

川瀬 春雄

お金山さんについて

として勤務したジックジャ第二大団の小団長だった。十一名居る大将の中九名が義勇軍関係の出身者であり他の一名は日本の陸軍士官学校留学中に終戦を迎えた人である。四十五年組の指導力と発言力は非常に強く又その天下も長かった。

昔から酒匂の村に「お金山(かねやま)さん」と呼ばれた社が祠られていたが明治になって酒匂神社に合祠されたと言ふ事が僅かな人によって語り伝へられていた。明治初年の神仏分離でさわがれた何年かのちの事らしい。酒匂神社に合祠されてその姿はなくなり、永年この社を守ってきた人々(鍛冶の工人達)はそれ以前に廃業絶滅していた為にお金山社に関する精しい言伝へも今は何も残されていない。現在の酒匂神社の前を東へ約百メートル程行つた北角の地が、古老の言う「お金山さん」(金山社)が祠られていた場所である今は住宅地となつて何も残

っていない。さてこの「お金山さん」とはどの様な性格の神様であつたらうか、古老の話や書物によると金山社とは昔から製鉄業、鍛冶、鋳物師等の守護神として必らず祠られた神であると言ふ。それは古代に鉄を造る事を入々に教へたと伝えられる金山比古尊、金山比売尊の二神を祠つたとの事である。現在でも各地に金山社の姿が残されている、古代からの鉄の産地として知られた山陰、山陽の地方では金屋子神(かねやこじん)などと言つている。小田原地方にも金山社と呼ばれた社が所々に残されている。湯河原町鍛冶屋敷の金山社、山北町鍛冶屋敷の金山観音なぞ

が製鉄や鍛冶業の守護神であつた事ははっきりと表わしている。この酒匂の金山社はおそらく間口、奥行共に五十程程度の小さな木造の社であつたらう。漂泊、放浪の鍛冶の人々が酒匂村に定住した時に祠られた事は間違いないところであらう。言うのは前稿にも述べた様に「鍛冶の工人達は他国から来たもので「お金山さん」のところはその親方が住んだ」と伝承がはつきりと残されているからである。

近世以後に於ける之等製鉄業、鍛冶業、鋳物師の一部の者は大名等支配者の庇護の下に定着していたが、その他の大部分の者は何人か一組になつて重い道具を背負ひ旅から旅へ仕事を求めて遍歴して来た放浪の職業集団であつた。これ等の人々は「金屋(かねや)」、「鋳物師(いもじ)」などと呼ばれていた。この鋳物師の名残であろうか大正の頃迄は天秤で道具を担いだ「いかげや」が道路の片隅で鍋釜の修理をしていく姿を小田原地でもよく見かけたものである。こうして漂泊の技術集団の姿は江戸時代中期貞享、元禄の頃迄益々に見られたが、それ以後は次第に少くなつたと言ふ。この酒匂村の例から考えても

鍛冶業にとつて条件の整った土地を見つけては次第に定着する傾向になった様に思われる。この酒匂村に重い遍歴の荷を降し、先づ仮の社に金山神を祠り粗末な工房を建てて鍛冶の仕事に初めたであろう。このように考えて四十八年九月昔から悪水堀(あくすいぼり)と呼ばれた金山社跡の裏手の土手下を流れる幅二メートル程の排水路の底を二回にわたって調べてみた。その結果、石ころの中に混った酒匂町に散見するものと同一質の鉄滓数個を発見した、これによって伝承の真実性が立証された訳である。

明治十年頃であろうか二百年來鍛冶業者の守護神であつた金山社が酒匂神社に合祠されたと言ふがその頃には既に鍛冶関係の人々は殆んど廃業し絶滅して金山社を守る者は一人も居なかつた様である。これについては嘉永五年(一八五三)生れの筆者の祖母の「先祖は野鍛冶であつた」との言ひ残しや、鍛冶の子孫である酒匂町の多くの人達の中に鍛冶について現在何の話も残されていない事等から考えて永年栄えてきた酒匂鍛冶も明治に入る何年以前に絶滅して了つた様である又古老の話によると現在の酒匂神社は「寄せ宮」と言

つて幾つかの神を寄せ集めて祠つたとの事であるがよく調べてみるとそれは村内の諸所に祠られていた小さな祠(兼祠)を持ちきたつてその儘の姿で酒匂神社の境内に並べられて祠つたものである。

現在も朽ちかけた八幡社諏訪社、高さ五十程程の石祠の「山神」「十二天社」等が並んで残されている。ところが金山社については何も残されていない……と言ふ事は合祠が行われたにあらう。明治十年頃には既に守る人もない木造の小さな金山社は朽ちかけて酒匂

神社迄の僅か百メートル程の距離も移動不能の状態ではなかつたかとも考えられる。この様にして酒匂鍛冶分の「金山社」はその姿を消して了つたのである。

湯河原町鍛冶屋の「金山社」山北町鍛冶屋の「金山観音」の様にその社こそ残っているもの昔からこれを守護神としてきた鍛冶の工人達は酒匂の場合と同様に明治以前に絶滅したものの様で鍛冶の存在しなくなつた今「金山社」は人々の関心のない社となつて了つている。

昭和五十二年五月記

四方山嘯し

小田原市広報委員
額田 喜代春

「国鉄のおじさん有難う
僕の浮き袋が返ってきた
八百キロ離れた山陰から
プカプカと」

今年の八月末、羽越線羽後本庄駅中村功さんが本庄市内の松ヶ崎海岸で海水浴をしていた処、沖の方から浮き袋がプカプカ、早速拾ひあげてみるに浮き袋に住所と名前が書いてあつた

克幸君が海水浴場で海に流してしまつたもの「まさか流したあの浮き袋がもどってくるなんて信じられなかつた、それも八百キロも離れた秋田からもなんて」しかし事実、浮き袋は丹後半島にも、能登半島にも、佐渡ヶ島にもひっからず秋田まで流れそして今、手元にもどつて来たのだ、早速、親子で秋田県の本庄を地図で確かめながらお礼の手紙を書いたという。

渡辺羽後本庄駅長もこの話を聞いて、近頃「国鉄離れ」なんていや言葉が流行っているなかに中村君のお陰で、バツと明るくなつたと喜んでおられるというところを、国鉄本社の人から聞いたので、私もあまりの嬉しさに国鉄の釜の飯を喰つた、かつての「OB」として皆さんにお知らせいたします。

水戸光圀公の決断

私はテレビドラマを見ることを毎日の日課にして楽しんでおりますが、一番好きなドラマは、時々放映されるTBSテレビの「水戸黄門」である、登場人物の光圀公は、義公といつて凡の決断力を有せられた方

の「嗚呼忠臣桶子の墓」社を建てる等数多くの逸話を残し、なかでも公が青年の頃より修史の志を起して之が実行を思い立ち、空前の修史事業である「大日本史」を編纂されたこともあまりにも有名で、公に非凡の決断力が無ければとても出来ないことである。

光圀公が上命により、兄頼重を超えて、水戸家を相続することになった。その時、自分の跡は必ず兄頼重の子、松千代丸をして相続せしむべしと決心し、承応三年四月京都の関白近衛信尋の女を御簾中(当時御三家の妻をこの様に称していた)に迎へらるるに當つても、予め此の事を内訓しおかれて「如何に嫡出子が生れても之を我が嗣子とせず、兄頼重の子、松千代丸に水戸家を継がしめ我が嗣子たらしむべし」と、予め心を心得て嫁ぎ来るべしと申入れ、寛文元年父頼房の莫するや、兄頼重及び諸弟を父の靈前に呼び、兄頼重の子、松千代丸を嗣子として養うべき旨を宣言し、之を実行するに至つたという真に非凡の決断力が無ければ、とても出来るものではない。

それから、水戸藩の年寄藤井紋太夫が才に任かせて幕府願覆の陰謀ありとの嫌疑が起るや、之を荒立てず内々の中に片付けてしまおうと考えられ、或る一日能楽を催し、藩中の家々に命じて、之を参観せしめ、家人の留守になつて居る跡に人を遣わして、紋太夫の家宅搜索を行い、この陰謀に就て往復した密書數十通を押収し、証人の頭然たるものもあるも見らるるや、光圀公は「狸々」の能を舞台で舞われて、楽屋に帰られると同時に、紋太夫を御前に召されて、事に托して一刀の下に紋太夫を手打ちにされ、事を荒ら立てずに済まされた所など、一に公に明快なる決断力のあられたるに因ることである。

亦一説には、光圀公が舞台に出られる前に、紋太夫を召されると、紋太夫も御手討を覚悟して、予め蔭腹を切つて、楽屋の御前に出て「おもてを持って」の仰せで、之を差し出すトタ面にこわしてしまつたので光圀は「不屈者奴が」といつて一言の下に紋太夫の首を刎ねられたという、そしてそのまますと狸々の装束に血刀を掲げて橋懸になるという説もあり、何れが真説かわからない。